

## 督促状

**【納税義務者】**

氏名	
住所	

世帯番号	
通知番号	
識別番号	
備考	
税(料)目	
調定年度	
賦課年度	
期別	
税(料)額	
督促手数料	
延滞金	
納期限	

上記金額が未納となっておりますので、確認のうえ、至急、指定金融機関等に納付してください。このはがきでの納付はできません。先にお送りした納税(納入)通知書で納付してください。

美唄市長

年 月 日

印

## ご 注 意

**滞納処分**

督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分(財産等の差押え)を受けることとなります。また、市税については、滞納処分と合わせて「市税の滞納に対する制限措置に関する条例」によりサービスの利用の制限を受けることとなります。  
※特別の事情で納付が困難な場合は、ご相談に応じますので至急、ご連絡ください。

**延滞金**

納期限の翌日から納付日までの期間に応じ、延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合(納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間はその年の延滞金特例基準割合に年1.0%を加算した割合)を乗じて計算します。

**不服申立**

- 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

本状発付前にお納めの方について事務処理上行き違いとなる場合がありますので、ご了承ください。